

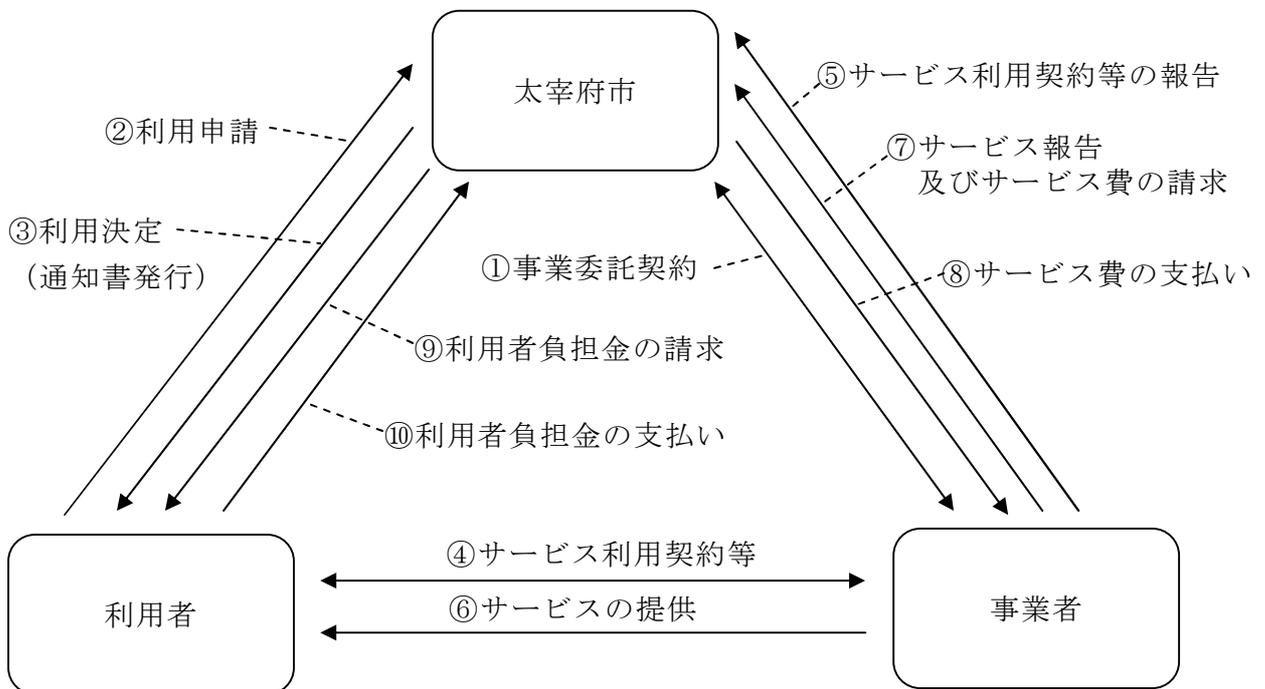
太宰府市訪問入浴サービス事業実施要領

1. 事業概要

(1) 目的

訪問入浴サービス事業は、家庭において入浴が困難な障がい者等に対し、居宅に移動入浴車により訪問し、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図るとともに、その障がい者等の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 事業の流れ



① 事業委託契約（太宰府市⇔事業者）

太宰府市地域生活支援事業実施規則第3条の規定により、次の要件を備えた事業者と訪問入浴サービス事業委託契約を締結します。

【委託事業者の要件】

- ・ 県知事より介護保険法に基づく訪問入浴介護事業者の指定を受けている者。
- ・ 福岡県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき訪問入浴サービス事業が実施できる体制を整えていること。

② 利用申請（利用者⇒太宰府市）

利用者は、「訪問入浴サービス事業利用申請書」（様式第17号の2）に「訪問入浴サービス利用診断書」（様式第17号の3）を添えて申請します。

申請書を受付する際、ご本人の状況、家族状況、他のサービス受給状況等の聞き取りを行います。

③ 利用決定（太宰府市⇒利用者）

申請書審査後、利用者に対しサービス利用回数、費用負担等を記入した「訪問入浴サービス事業利用決定通知書」を送付します。（委託事業者の情報等もお知らせします。）

④ サービス利用契約等（利用者⇔事業者）

利用者は、希望の委託事業者に「訪問入浴サービス事業利用決定通知書」を提示します。

事業者は、重要事項について説明します。

利用者と委託事業者は、サービス利用契約等を締結します。

⑤ サービス利用契約等の報告（事業者⇒太宰府市）

委託事業者は利用者とサービス利用契約等を締結した場合は、太宰府市に対し速やかに契約等の内容を報告します。

⑥ サービスの提供（事業者⇒利用者）

委託事業者は、契約等に基づき訪問入浴サービスを提供します。

⑦ サービス報告及びサービス費の請求（事業者⇒太宰府市）

委託事業者は、訪問入浴サービス実施報告書と訪問入浴サービス費の請求書をサービス提供月の翌月 10 日までに、提出します。

⑧ サービス費の支払い（太宰府市⇒事業者）

報告書及び請求書を審査し、委託事業者へ訪問入浴サービス費を支払います。

支払いは、請求月の 25 日払いとなります。

⑨ 利用者負担金の請求（太宰府市⇒利用者）

委託事業者からの報告書に基づき、利用者負担金を利用者に請求します。

請求は、利用月の翌月となります。

⑩ 利用者負担金の支払い（利用者⇒太宰府市）

太宰府市からの請求に基づき、利用者負担金を支払います。

(3) 対象者

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた障害者等のうち訪問入浴サービス事業を利用しなければ入浴することが困難な障害者等で、医師が入浴可能と認める者

※介護保険法の規定による介護給付等を受けることができる場合は、原則介護保険法のサービスが優先となります。

また、感染症を有している場合や疾病等により医療機関に入院し治療を受ける必要

がある場合は、対象とならない場合があります。

(4) 利用者負担

1回あたり1,000円

※ただし、生活保護法により保護を受けている場合は、免除とします。

(5) 利用回数

利用者1人あたり原則週2回を限度とします。

(6) 訪問入浴サービスの費用の額

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する訪問入浴介護費の単位数に、10円を乗じて得た額とします。

一部改正〔平成16年要綱39号・18年42号・25年9号・27年74号〕

2.入浴サービスの方法及び留意事項

(1) 方法

事業者は利用者からの依頼を受け、事業所の職員及び訪問入浴車（ボイラー搭載車両）を派遣し、利用者宅の室内に、特殊浴槽を搬入設置して入浴サービスを実施します。派遣する事業所の職員は3名以上とし、介護保険法に規定する居宅介護サービスである訪問入浴介護の実施に際して従事者の資格を定めた諸規定に準じるものとし、看護職員1名以上、介護職員2名以上とします。ただし、従事職員の内1名以上は常勤職員とし、責任者を1名定め、あらかじめすべての従事職員の氏名及び資格を有していることを利用者に伝えます。入浴サービスは、利用者の家族又は介護者の立会いのもと、訪問時の利用者の心身の状況に応じて①又は②の方法で行います。

① 全身浴

洗髪、洗顔を含む全身の入浴並びに爪切り、褥瘡処置等の衛生面の介護

② 部分浴

利用者の心身の状況等から全身浴が困難な場合に、利用者の希望により実施する清拭及び身体の一部の入浴、並びに爪切り、褥瘡処置等の衛生面の介護

訪問時の利用者の好み等に配慮した入浴サービスを提供します。1人あたりの入浴サービス実施に要する時間はおおむね1時間とします。

(2) 利用者の心身の状況の検査確認等

実施日当日における利用者の心身の状況等に応じた入浴サービスを実施するため、入浴前に体温、脈拍、血圧等の測定のほか、利用者等に体調の聞き取りを行い総合的に異常の有無を検査し、記録します。検査の結果、利用者の心身の状況等が入浴サービスに適さないと判断したときは、利用者等にその理由を説明したうえで、入浴サービスを中止します。ただし、利用者の心身の状況が急変したこと等の緊急を要する場合は、この限りではありません。

利用者の心身の状態を確認し、異常なく入浴を終えた後は、おおむね次の手順で対

処し、入浴後の心身の状況を検査します。

寝具へ移動→褥瘡処置→着衣→髪乾燥→爪切り→体位整え→入浴後の心身の状況の検査（体温、脈拍、血圧等の測定、利用者等への聞き取りを行い総合的に異常の有無を確認し、記録する。）

入浴サービス実施中に利用者の心身の状況が急変したときは、その状況に応じて主治医への連絡又は救急通報を行い人命救助に協力するとともに、速やかに福祉課へ報告します。

（3）入浴機器等の性能、安全性の確保並びに衛生管理

（性能等）

入浴器具については概ね次の性能を有するものを使用する。

- ① 訪問入浴車の給湯水能力は、横引き 100m、揚程 20m 程度まで可能であること。
- ② 浴槽の手元で、湯水の温度調節が自在かつ速やかに行えること。
- ③ 常に清潔かつ十分な量の湯水を供給できること。
- ④ 浴槽は、洗髪時の汚水が混入しないように設計された構造であること。
- ⑤ 浴槽は、あらゆる体躯の障がい者に対応できる構造であること。

（衛生管理）

入浴サービスを実施する際は、入浴機器及び事業所の職員の着衣、手指等を完全に消毒殺菌し、ボイラー、浴槽、給排水設備、石鹼、シャンプー、入浴剤、タオル等の訪問入浴器具の安全性を確認し、常に衛生的に管理します。

事業所の職員や入浴機器等を媒介とする細菌感染を防止するため次の①から④に従って予め感染防止対策を実施します。

- ① 事業所の職員が入浴サービス時に身に着ける着衣等（帽子、マスク、手袋等を含む）は、利用者ごとに殺菌消毒したものを着用する。タオルを含め、感染症に罹患している利用者に使用したものを他の利用者に使用しない。
- ② 事業所の職員は、入浴サービス後に、うがい・手洗いはもとより全身を消毒する。
- ③ 入浴サービスごとに、利用者宅に搬入した浴槽を含む入浴器具を洗浄・殺菌する。
- ④ 浴槽は、感染症に罹患している利用者に使用後に他の利用者に使用することのないように実施日及び実施時間を調整して、衛生管理への配慮を厳重にする。

（4）実施報告

月ごとの訪問入浴サービス実施状況について利用者単位で実施報告書を作成し、当該月の翌月 10 日までに提出します。

実施報告書には、次の①から⑤の内容を記載してください。

- ① 利用者の利用決定通知番号、氏名、生年月日、住所、電話番号
- ② 利用者負担の有無
- ③ 入浴サービス内容
- ④ 実施日当日の利用者の心身の状況
- ⑤ 利用者又は立会人の確認印

(5) 委託料の支払い

前記の実施報告書とともに、太宰府市の請求書の様式にて請求します。

実施報告書を審査し、問題が無ければ委託料を利用月の翌月 25 日に支払います。

(ただし、審査の状況により利用月の翌々月の 10 日になる場合もあります。)